



鳥取県公報

平成14年 1月21日(月)
号外第 6号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(23)(経営指導課)..... 1

告 示

鳥取県告示第23号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年 1月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2号)第 3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年 1月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前											
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年 0.35パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.35パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年 0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年以内であるものに限る。)を年 0.275パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年以内であるものに限る。)を年 0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年 0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント												
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年以内であるものに限る。)を年 0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント												
略		略											

